

2026年度

融資制度のご案内

射 水 市

目 次

ご利用できる方	1
射水市の融資制度	2・3
提出書類	4
利用上の注意	5
貸付限度額及び利用口数		
保証料の助成		

ご利用できる方

利用できるのは、原則として市内に主たる事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者で、税金・返還金（市の信用保証料助成制度を利用された方で、早期完済後、信用保証協会から返戻された保証料）を完納している方です。また、許認可が必要な事業については、その許認可を受けていなければなりません。

*主たる事業所とは：事業活動が実質的に行われている場所

【中小企業者の範囲】

業 種	資本金(出資金)	常時使用する従業員数
製造業、 （映画・ビデオ製作・配給業 映画・ビデオサービス業 写真業、自動車整備業、機械修理業 歯科技工所、ソフトウェア業 情報処理サービス業 含む） 農林漁業のうちの保証対象業種 鉱業（鉱業及び土石採取業） 建設業、不動産業、ガス供給業 運送倉庫業（物品預り・駐車場業を含む） 損害保険代理業、生命保険媒介業	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車・航空機用タイヤ、チューブ製造業 及び工業用ベルト製造業を除く。）		900人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サービス業（製造業中のサービス業及び旅館業を除く）	5,000万円以下	100人以下
旅館業		200人以下
医業を主とする法人	—	300人以下

※資本金又は常時使用する従業員数のいずれかが該当すれば中小企業者となります。
 （大企業からの出資比率等により、中小企業とみなされない場合があります。）

従業員数については、次のことにご注意ください。

◇個人の場合：個人事業主及び個人事業主と生計を一にする（同居、別居を問わず）
 三親等内の親族は含みません。

◇法人の場合：会社の役員は含みません。

◇兼業、併営の場合：本店、支店、工場、営業所等の従業員の合計人数となります。

◇臨時雇、パート等がいる場合：

その名目にかかわらず、実質的に常雇い関係にあると認められる人及び営業日数の概ね2分の1以上従事している人は従業員に含みます。

※従業員数が資格要件制限数に接近している場合は、必要に応じ「賃金台帳」「給与所得退職所得等の所得税徴収高計算書」「労働保険概算・確定保険料申告書」等により確認させていただくことがあります。

射水市の融資制度一覧

令和8年4月1日現在

	富山県小口事業資金		射水市中小企業振興資金		
	一般枠	零細小口枠	振興資金	経営支援資金	経済変動対策枠
対象者	従業員20人（商業・サービス業5人。ただし、宿泊業・娯楽業は20人）以下の中小企業者 ※NPO法人の場合、従業員20人（商業・サービス業5人）以下が対象	従業員20人（商業・サービス業5人。ただし、宿泊業・娯楽業は20人）以下の中小企業者 ※NPO法人は利用不可（医業を主たる事業とする者は除く）	従業員21人（商業・サービス業6人。ただし、宿泊業・娯楽業は21人）以上の中小企業者 ※NPO法人の場合、従業員21人（商業・サービス業6人）以上が対象	最近3か月の売上が前年同期と比べ、5%以上減少している中小企業者	(1)売上高の減少 (2)原油価格の上昇 (3)営業利益率の減少のいずれかにより、経営の安定に支障が生じている中小企業者 ※詳細な対象要件はホームページをご確認ください。
資金使途	運転資金 設備資金		運転資金 設備資金	運転資金	運転資金
融資限度額	2,000万円	保証協会の既保証融資残高との合計で2,000万円	2,000万円	1,000万円	2,000万円
融資期間	設備資金 7年以内 運転資金 原則5年以内 ※最近の決算が連続2期経常赤字で商工会議所又は商工会の経営指導を受けている場合は7年（据置6か月以内）	設備資金 7年以内 運転資金 原則5年以内 ※最近の決算が連続2期経常赤字で商工会議所又は商工会の経営指導を受けている場合は7年（据置6か月以内）	設備資金 7年以内 運転資金 原則5年以内 ※最近の決算が連続2期経常赤字で商工会議所等の経営指導を受けている場合は7年（据置6か月以内）	5年以内 （据置6か月以内）	5年以内 （据置6か月以内）
融資利率	年2.10%以内	年2.05%以内	年2.10%以内	年2.10%以内	年1.90%以内
保証料率	0.6%	0.7%	1.05 ~ 0.35%	1.05 ~ 0.35%	1.05 ~ 0.35%
保証料助成率	4/5	4/5	4/5	4/5	全額
保証人	保証協会の定めによる	保証協会の定めによる	保証協会の定めによる	保証協会の定めによる	保証協会の定めによる
担保	原則不要	不要	原則不要	必要に応じて	必要に応じて
責任共有	有	無	有	有	有
その他 必要書類				売上減少等（経営支援資金）認定書（様式第6号）	経営支援資金（経済変動対策枠）に係る認定書（様式第6号の2—(1)～(3)のいずれか）
備考	令和8年4月実施の貸付利率改定について (1) 令和8年3月31日までの保証申込（協会受付処理） → 引き上げ前の利率適用 (2) 令和8年4月1日以降の保証申込（協会受付処理） → 引き上げ後の利率適用				

	射水市中小企業振興資金				
	設備投資促進資金	短期季節資金	創業者支援資金	緊急経営改善資金 (借換資金)	災害対応資金
対象者	工場・店舗等の新增設及び生産機械・事業用車両等の導入を図る中小企業者	夏季若しくは年末等一時的に資金を必要とする中小企業者	創業予定者、又は創業2年未満の中小企業者	最近3か月の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期と比べ、5%以上減少しており、借換えを行うことにより経営の改善が期待される者	過去1年以内に市内で発生した火災、震災、風水害その他の災害により自己の事業用資産に被害を受け、経営の安定に支障をきたしていると認められる中小企業者
資金使途	設備資金 (設備投資に伴う 運転資金) ※運転資金のみは不可	運転資金	運転資金 設備資金	市中小企業振興資金 既往借入金残高の借換資金	運転資金 設備資金
融資限度額	3,000万円 (うち運転資金は設備資金の1/2以内、上限500万円以内)	500万円	2,000万円	1,000万円	2,500万円
融資期間	10年以内 (据置1年以内)	5か月以内 ※実施の時期については、別途通知	設備資金 7年以内 運転資金 原則5年以内 (据置1年以内)	10年以内 (据置1年以内)	10年以内 (据置1年以内)
融資利率	年2.10%以内	その都度決定	年1.55%以内	年2.00%以内	年1.90%以内
保証料率	1.05 ~ 0.35%	—	保証協会の保証を付ける場合、保証協会の定めによる	1.05 ~ 0.35%	1.05 ~ 0.35%
保証料助成率	4/5	—	全額	4/5	全額
保証人	保証協会の定めによる	金融機関の定めによる	金融機関の定めによる	保証協会の定めによる	保証協会の定めによる
担保	必要に応じて	金融機関の定めによる	金融機関の定めによる	必要に応じて	必要に応じて
責任共有	有	有	—	有	有
その他 必要書類			創業者支援資金融資 事業計画書 (様式第10号)	緊急経営改善資金に 係る認定書 (様式第7号) 実施計画書 (様式第8号)	射水市の発行する「り 災証明書」又は「被災 届出証明書」
備考					

【富山県小口事業資金及び射水市中小企業振興資金を利用できる金融機関】

以下の市内の金融機関

北陸銀行（但し、呉羽支店を含む）・富山銀行・北國銀行・富山第一銀行・富山信用金庫・高岡信用金庫・新湊信用金庫（但し、中曽根支店含む）・富山県信用組合・いみず野農業協同組合（但し、本店のみ）

提出書類

市提出用（写しで可）の1部を提出すること。

※保証協会提出用（原本）は市が交付する「あっせん依頼書」と共に保証協会へご提出ください。

	種 類	備 考
必 須	ご利用になる融資制度の申込書	
	小口事業資金	富山県中小商工業小口事業資金あっせん申込書
	振興資金・経営支援資金・経営支援資金（経済変動対策枠）・設備投資促進資金・緊急経営改善資金・災害対応資金	射水市中小企業振興資金あっせん申込書
	創業者支援資金	射水市創業者支援資金あっせん申込書
	短期季節資金	射水市中小企業短期季節資金あっせん申込書
	個人情報の取扱いに関する同意書	保証協会用(包括同意済みの場合は2回目以降省略可) 射水市用
	信用保証委託申込書、保証人等明細 申込人(企業)概要、信用保証依頼書	富山県信用保証協会 「保証申込関係書式セット一式」より
	印鑑登録証明書	写し可
	市税完納証明書	写し可
	金融機関取引状況	写し可
	確定申告書(写)等決算書	原則直近2期分
	保証料助成に係る委任状	原本 (創業者支援資金・短期季節資金は不要)

	種 類	備 考
必 要 に 応 じ て	登記事項証明書	法人が申込む場合
	事業報告書等	NPO法人が申込む場合、原則2期分
	許可証の写し	許可等が必要な業種の場合
	工事受注状況	建築関連の業種の場合
	見積書・売買契約書等の写し	設備資金を申込む場合
	風俗営業でない旨の宣誓書	風俗営業飲食業 (食事の提供を主とする飲食業を除く)
	資金繰表	短期一括返済、短期間に申込みが多い場合
	(指導機関から交付された) 経営指導依頼書	小口資金または振興資金の運転資金を 5年を超える融資期間で申込む場合
	(指導機関から交付された) 経営改善状況報告書兼経営指導依頼書	上記により経営指導を受けた後、小口資金又は振興 資金の利用を申込む場合
	「事業者選択型経営者保証非提供制 度」要件確認書兼誓約書	保証料率上乘せにより、経営者保証を提供しな いことを選択する場合

※上記のほか、申込案件の内容によっては、別途資料をお願いすることがあります。

利用上の注意

貸付限度額及び利用口数

◇小口事業資金、振興資金及び設備投資促進資金は、貸付限度額の範囲内で3口まで利用できます。

経営支援資金、経営支援資金（経済変動対策枠）、緊急経営改善資金、創業者支援資金、短期季節資金及び災害対応資金は各1口とします。

◇従業員の増減等により、小口事業資金と振興資金を併用して利用することとなった場合の貸付限度額は、その合計額とします。

また、利用口数は合わせて3口までとします。

◇貸付残高が当初貸付額の2分の1以下になっている場合は、回収を条件に借換えが可能です。ただし、同一金融機関での扱いに限ります。

保証料の助成

対象者：市内に主たる事業所を有する事業者で、射水市に納税義務があり、かつ滞納のない方（完納証明書の発行を受けられる方）

小口事業資金、県緊急経営改善資金（小口枠）及び中小企業振興資金（短期季節資金を除く）の融資を受けられた方に対し、信用保証協会に支払った保証料の全額又は一部を助成します。

・ 上記融資（県緊急経営改善資金（小口枠）及び創業者支援資金を除く）の市助成分については直接市から県信用保証協会へ支払いますので、融資申込時に市に委任状（事業者から県信用保証協会へ保証料助成に係る権限を委任する）を提出してください。

・ 県緊急経営改善資金（小口枠）及び創業者支援資金については、事業者が申込時に保証料を全額保証協会へ支払い、後日申請により市から事業者へ保証料を助成します。

※市は保証料の把握ができないため、保証協会から決定通知があった場合は、速やかに商工企業立地課へご連絡ください。申請には、信用保証料送金通知書又は信用保証書の写しの添付が必要です。

・ 早期完済し、信用保証協会から保証料の返戻を受けた場合は、市が助成した分について返還していただくこととなります。返還がない場合、新たな融資や保証料・利子助成申請を受けることができません。

射水市産業経済部
商工企業立地課商工労政係
〒939-0341 射水市三ヶ 2602 番地
(アル・プラザ小杉2F Switch IMIZU 内)
TEL(0766)51-6675
FAX(0766)57-1105